

賃金控除に関する協定書

株式会社 と 株式会社 従業員代表は労働基準法第24条第1項但書に基づき賃金控除に関し、次のとおり協定する。

第1条 会社は、毎月 日（休日の場合は賃金規程で定める日）、賃金支払の際に次に掲げるものを控除して支払うことができる。

(1)

(2)

第2条 第1条第1項、第2項については、従業員の希望により賞与支払の際、第1項から第2項について未払金を残したまま従業員が死亡または退職したときは、退職金支払の際、それぞれ控除することができる。

第3条 この協定は、 年 月 日から有効とする。

第4条 この協定は、何れかの当事者が30日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

年 月 日

株式会社

代表取締役

Ⓜ

従業員代表

Ⓜ

社会保険労務士法人 淀川労務協会 書式

こちらの書式の他にも、人事労務の様々な場面で使いやすい書式を多数掲載しております。

淀川労務協会書式集:

<https://yodogawaroukyou.gr.jp/tools/format/>

HPにはWordファイルもご用意しております。ぜひご活用ください。

初回のご相談は無料で受け付けております。
記載方法や内容についてご相談がありましたら
お気軽にご連絡ください。

この書式に関するご質問・お問い合わせはこちら
社会保険労務士法人 淀川労務協会

TEL: 06-6838-1711

Mail: info@yodogawaroukyou.gr.jp

HP: <https://yodogawaroukyou.gr.jp/>

Follow us

人事労務ニュース配信中！

最新の人事・労務に関する記事を随時配信しております。
弊社SNSではお手軽に人事労務ニュースを読むことができますのでぜひ
フォローをお願いします。

メールマガジン登録



Twitter



facebook



- 無料でダウンロードできますので、用途に併せてご自由にお使いください。
- 各書式はサンプルですのでご利用にあたっては関係法令等をご参照の上各社の状況に応じて変更しご使用ください。
- 掲載する書式集を使用しての一切の責は負いかねますのでご了承ください。